

医療法人 杏林会

■女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」

働きやすい環境を整備することにより、職員が仕事と子育てを両立でき、すべての職員がその能力を十分発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和8年3月31日までの4年間

2. 内容

目標1：女性の育児休業取得100%の維持と男性の育児休業取得(1名以上)を促進する

<対策>

- 女性職員の育児休業取得率100%を維持するために、産休・育休復帰者が復帰しやすい職場環境の整備に努める
- 男性職員の育休取得率は0%である為、出産育児関連の休暇制度について周知徹底を図り、男性職員の利用推進に努める